

## 【報告事項 1】

# 令和7年度 事業報告

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

令和7年度の国内経済は、企業業績の改善や設備投資の持ち直しなどを背景に株価が最高値を更新するなど明るい動きが見られた一方、堅調なアメリカ経済との金利差を背景とした円安基調が継続し、輸入物価の上昇を通じてエネルギー価格や食料価格の高止まりが続くなど、物価上昇が家計および企業活動に広く影響を及ぼした。その結果、個人消費の回復には足踏みも見られ、景気の先行きには依然として不透明感が残る状況となった。また、衆議院議員選挙において自民党が勝利し、政権の継続が示されたことにより、経済政策の安定的な推進が期待される一方で、物価対策や賃上げの持続性など、今後の政策運営が国内経済に与える影響については引き続き注視が必要とされている。こうした中、中東地域におけるイランへの攻撃等により地政学的リスクが高まり、エネルギー供給への懸念や国際金融市場の不安定化を招くなど、世界経済の不確実性が一層強まる状況となった。そのような中、ミラノ・コルティナ冬季五輪における日本人選手の活躍は、国民に明るい話題と大きな感動をもたらした。

県内経済においては、観光需要の回復や社会経済活動の正常化に伴い持ち直しの動きが見られたものの、人手不足の深刻化や原材料価格の高止まり、さらには物価上昇の影響などから事業環境は依然として厳しい状況で推移した。

不動産業界においては、都市部を中心とした地価の上昇を背景に不動産価格が高止まりする中、資材費・エネルギー費の上昇による建築コストの増加が続き、金融政策の動向を背景とした金利上昇により住宅取得環境にも変化が見られた。また、空き家対策については、相続登記の義務化の定着とともに、空き家の利活用および流通促進に向けた取組の重要性が一層高まっている。

このような情勢のもと、本会は消費者保護と会員サービスの充実を基本に据え、安心・安全な不動産取引の推進を通じて地域社会の信頼確保を図るとともに、宅地建物取引業の健全な発展および適正な運営の確保を目的として、以下の事業を実施した。

# 令和7年度事業報告【概要】

## I. 公益目的事業1（公1）

### 1. 不動産取引啓発事業

#### (1)不動産無料相談所の開設（綱紀研修委員会）

一般消費者から寄せられた不動産取引に関する相談に応じ、また、会員の扱った取引に関するものの苦情解決を図るため、県下6支部において相談所を開設し、会員及び消費者に指導・助言等を行った。

### 2. 人材育成事業

#### (1)宅地建物取引士資格試験の実施（綱紀研修委員会）

長野県より協力機関として推薦を受け、（一財）不動産適正取引推進機構との委託契約に基づき、県内6地区8か所において適正に実施した。

#### (2)宅地建物取引士法定講習会の実施及び宅地建物取引士証交付事務（綱紀研修委員会）

宅建業法第22条の2に基づく講習会を長野市と松本市で各4回開催するとともに、長野県と業務委託契約を締結のうえ取引士証作成・交付業務を行い、県と連携を図りながら受講者の知識向上に努めた。また、昨年度より実施しているWEB講習の受講状況は、全体の約29%となり、予想以上の需要があった。

#### (3)不動産無料相談員の研修と養成（綱紀研修委員会）

複雑化・多様化する昨今の苦情解決等の相談内容に対して適正な対応が出来るよう、不動産無料相談員を対象とした研修会を保証協会と共同で開催し、より一層の専門知識の向上に努めた。

#### (4)公正競争規約の普及と指導員の養成（綱紀研修委員会）

不動産広告の実務である公正競争規約について、新入会員等に周知するとともに、広告内容に関する問い合わせへの対応を行った。なお、指導員の養成に係る研修会の開催については、規定上来年度の実施となるため行わなかった。

#### (5)研修会並びに一般消費者向けセミナーの実施（広報啓発委員会・綱紀研修委員会）

ア. 宅地建物取引業者及びその従業員に対する研修事業:宅地建物取引に係る者等に対する、適正な取引実務の知識習得及び、一般消費者の保護を図ることを目的とした研修会を県内7会場9日間で開催した。

イ. 一般消費者セミナー:消費者への宅地建物取引に関する知識等の周知普及、円滑な不動産取引の推進並びに利益保護、更に協会やハトマークの安全性等PRを目的に、一般消費者を対象とした研修会を、保証協会と共同で開催した。

不動産キャリアパーソン:全宅連が実施・認定する研修制度については、協会HP等により一般収費者等に広く周知し受講募集を行った。

#### (6)不動産開業支援セミナー（広報啓発委員会）

新規開業希望者及び宅建業に興味のある方を対象とし、県内6地区12回開催した。

#### (7)賃貸不動産経営管理士講習会の実施（情報提供委員会）

不動産賃貸管理業法に伴う、賃貸不動産管理業務に必要な専門知識の習得と実務を遂行する能力を高め、賃貸不動産管理業の適正化及び資質向上を目的に、全国賃貸不動産管理業協会長野県支部との共同により長野市で開催した。

### 3. 社会貢献活動

#### (1)子供を守る安心の家等地域安全の確保に係る活動（広報啓発委員会）

社会貢献活動として行っている長野県警と締結の『地域安全活動に関する協定』に基づき、本年度も「子供を守る安心の家」協力会員を募集した。また、地域安全活動として、各種事件・事故の未然防止、周辺地域とのコミュニケーションの活性化等、地域の安全を確保するための努力を行うとともに、県警の行う「テロ対策パートナーシップながの」に加盟団体として協力した。

#### (2)住宅確保要配慮者に対する住宅提供活動（情報提供委員会）

住宅確保要配慮者等が利用できる制度を推進するため、「長野県居住支援協議会」運営に協力し、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定確保を行う体制の構築を目的とした「住まい探し協力店」制度の登録について協力するとともに、専門家として

の意見具申を行った。

(3)公共事業用地代替地等に係る活動（情報提供委員会）

国土交通省関係の情報提供依頼は無かったが、長野県総務部よりの県有地売り払いに伴う未利用地売却処分 12 件、産業労働部が行う「企業誘致に係る事業用地等情報提供」12 件 其々について情報提供の依頼があり、協会ホームページ等に掲載し広く周知した。また、県の外郭団体である住宅供給公社の分譲地売却の協力依頼に基づき、会員に情報提供し 1 物件の仲介を行った。

(4)その他行政の行う事業への協力

長野県からの要請により、「長野県住宅審議会」「アスベスト対策連絡会議」等の事業に役員を派遣・出席し、住宅・不動産の専門家として意見具申等を行った。また、国土交通省の定める「住生活月間」にあわせた、長野県主催『信州住宅フェア 2025』にブース出展し参加協力した。

#### 4. 地域社会活性化に向けた支援と情報提供

(1)移住・交流促進事業（情報提供委員会）

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会の賛助会員として広く消費者等に周知するとともに、行政の移住交流係と協力し、信州田舎暮らしセミナーへ相談員として参加する他、協会独自のセミナーを開催し、移住・交流事業を積極的に推進した。

(2)既存住宅流通市場の活性化事業（情報提供委員会）

安心 R 住宅の推進、インスペクションの補助金制度等、既存住宅流通活性化に向けた、国・県の各種施策を消費者及び会員等に広く周知し協力した。

(3)空き家問題対策事業（情報提供委員会）

銀座ながのに於いて「空き家相談会」を年 6 回開催したほか、各支部に於いて、県内市町村の空き家相談会等に参加協力し、地域における空き家対策を支援した。また、全宅連の依頼による「空家相談体制整備」に協力するとともに、「空家相談研修システム」等の事業について検討し参加した。

(4)楽園信州空き家バンク事業（情報提供委員会）

サイトの現状把握等の分析を行い、システムの改良点を県に提案、消費者等が更に利用しやすいよう改善等の検討を行うとともに、会員に対し物件の登録促進等促した。

(5)地域活性化事業を支援するための情報ネットワークの充実・利用促進事業（情報提供委員会）

ア. 消費者や会員等に対し、新ハトマークサイトや住一むずによる情報提供を行った。

イ. 国土交通大臣指定不動産流通機構（レインズ）により業者間情報提供を行った。

ウ. 当協会は長野県と共同開発した「楽園信州空き家バンク・空き地バンクシステム」並びに「ハトマークサイト長野」等の運用により土地・住宅に関する情報提供活動を一般消費者あて等広く行ない、長野県への移住・定住に積極的に協力した。

(6)広報誌等による情報発信

ア. 広報誌による知識の普及啓発（広報啓発委員会）

広報を 3 回発行協会 HP に掲載し、法令改正や税制改正他不動産に関する情報等広く発信した。

イ. ホームページによる情報提供（広報啓発委員会）

消費者や会員他多くの方に有益となる情報（法律・業界の話題・研修会等の案内他）を掲載し、情報提供の拡大を図った。

ウ. 本支部事務所等における情報提供（総務財政委員会）

消費者等より電話にて寄せられる各種の問い合わせへの対応を行った。

(7)DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応と推進

全宅連の行う「ハトサポ BB」について会員に周知し、不動産取引のデジタル化への推進に伴う啓発活動を行った。また、令和 6 年度より実施している、協会内での完全ペーパーレス化の更なる対応について検討するなど、不動産取引のデジタル化推進に伴う啓発活動の実施を行うとともに、WEB を活用した業界に関する情報提供を行った。

## II. 収益事業（収 1）

### 1. 書籍等の販売

宅地建物取引業に関連する各種参考書や、日常業務に使用するツールなどを、全宅連関係団体であるハトマーク支援機構と協力して会員に対し周知した。

### 2. 保険等の斡旋

関係団体と協力し、会員等に対し各種保険の斡旋を行った。

### 3. 会館賃貸

長野県不動産会館の一部を定期建物賃貸借契約にて賃貸する他、有効活用のため、テナント他関係団体に大会議室を賃貸した。

## III. 共益事業（他 1）

### 1. 会員業務支援

(1)会員名簿等の業務上有益な諸資料の作成提供

協会HP会員名簿の更新他

(2)業免許更新時の案内通知の送付

業法に定められている5年ごとの更新対象者あて通知を事前送付した。

(3)関係諸官庁・全宅連等の示達事項の周知

宅地建物取引業に係る関係法令の示達事項、県行政に関する情報等、協会HP新着情報に掲載したほか、一斉FAXも利用し周知した。

(4)既存会員・新入会員に対する指導研修等

宅地建物取引の専門家としての資質を身につけるため、また、ハトマーク会員としての信頼確保のため、業者及びその従業者等を対象とした研修会等を本支部にて開催した。

(5)不動産キャリアパーソンの周知普及

宅建業者の業務知識の習得や、トラブル防止等を目的に、全宅連が実施している不動産キャリアパーソン講座について協力を行うとともに、協会HP等で周知し、宅建業に今後従事する者・する予定者等にも受講の窓口を広げた。

(6)不動産関連税制等の書籍配布

広報誌に税制改正のポイントを掲載したほか、全宅連作成小冊子やパンフレットを配布し周知した。

(7)行政等との懇談会による提言活動

宅建業関連行政である長野県警察と宅建業法等について懇談した。（綱紀研修委員会）  
また、各支部に於いても主幹行政との懇談会を行った。

(8)不動産に関する調査研究政策提言活動

全宅連等との連携により長野県選出国會議員に対し、税制改正及び政策に関する提言・陳情を行うとともに、各支部より提出された諸問題について、自民党県議団に要望した。

(9)一般財団法人ハトマーク支援機構の利用促進

会員業者の業務の様々な場面で利用する商品の紹介や情報提供を行うハトマーク支援機構について、協会HPやメールにより周知し利用促進を行った。

(10)会員専用相談窓口の利用促進

全宅連にて実施している、法律・税金等の相談窓口について協会HP・広報誌により周知、利用を促した。

(11)全宅住宅ローンの利用促進

全宅住宅ローン利用促進について、チラシ配布・HP等により行った。

(12)不動産コンサルティング技能登録制度の普及

空家活用方法等不動産の売買や賃貸・管理には複雑多岐な法律等が絡み合っていること

から、コンサルタント業務が重要となっている中で、宅建業及び不動産関連業務の更なる知識向上を目的としたこの制度について、リーフレットの配布等により普及を促した。

(13)一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会の支部運営と加入促進

全宅管理長野県支部に協力するとともに、法制化後の賃貸管理業への対応や同協会への入会促進について、HP への掲載や新入会員へリーフレットの配布を行った。

(14)価格査定マニュアルの周知普及

(15)全宅連の運営する各種システムの普及促進と運営協力（ハトサポ関係）

全宅連の運営する「ハトサポBB」「ハトサポサイン」の周知普及について担当委員会等で検討し、協会HP等にて周知し普及促進を行った。今年度は操作方法等の研修会は各支部より希望は無く実施しなかった。

(16)会員向け図書等の斡旋

新設や改正される各種法律、不動産税制をはじめ、業務に役立つ参考図書等について、関係機関から提案される内容について検討するとともに斡旋業務に協力し、専門業者としての知識習得の一助とした。

(17)本会事業に関する広報活動・入会勧誘活動

「宅建協会」「ハトマーク」の更なる認知度アップと「信頼」「安心」のイメージ強化を目的に、新聞広告・協会HP・FB等にて情報提供を行った。また、入会勧誘活動に関しては、開業支援セミナーを月1回開催するほか、協会HPに入会者専用ページを設けるとともに他団体の動向に注意しながら、勧誘活動を行った。（広報啓発委員会）

(18)次世代経営者の育成に関する事業

本部ながのNEXT部会の活動支援をするとともに、各支部においても女性部・青年部による活動等を行い、組織の活性化を図った。

(19)業界のDX対応の推進とペーパーレス化の促進

研修会や会議の開催方法としてWEB利用で開催したほか、全宅連の運営する「ハトサポ」についての利用促進、ペーパーレス化の更なる促進を行った。

## 2. 福利厚生及び相互扶助

(1)会員等の慶弔に関する事項

協会の慶弔規定に基づき弔慰金を会員に贈った。

(2)会員間の親睦と交流についての検討と実施（ゴルフ大会他交流会等の開催）

本部・各支部において会員親睦事業を実施した。

(3)ながのNEXT部会並びに支部の青年部会・女性部会等の運営協力と会員交流

ながのNEXT部会主催行事に協力した。

(4)全宅連年金共済制度・厚生年金基金制度・ガン保険制度等全宅連推奨各種保険の斡旋

協会HPでの周知や、関係団体から講師を招いての研修会等を行った。

(5)提携大学推薦制度への対応協力

## 3. その他

(1)関係団体の行なう諸事業への協力

(2)協会組織の整備とそれに伴う改革

令和8年度からの支部統合に向けた詳細等について検討した。

(3)役員研修

各種ハラスメントについて、全宅連顧問弁護士による講演会を行った。

## IV. 会務の総合管理（法人管理事業）

### 1. 会務運営の円滑な推進

- (1)公益法人としての円滑な事業執行の実施並びに、適正な会務運営推進のための関係機関との連携強化  
定款等を遵守し、安定的かつ適正な会務運営の遂行に努めるとともに、関係法令への対応や適正な業務処理について、全宅連や長野県情報公開課への問い合わせを行うなど、公益社団法人として適正な運営に努めた。
- (2)事務処理体制の充実  
本部・支部間の連絡を密にし、本部事業及び経理等の事務処理を適正に行うとともに、全宅連・全宅保証他関係団体との連絡調整を行い、また、事務局研修会を開催し事務処理体制の充実を図った。
- (3)各種顧問(税理士・社会保険労務士)の設置  
公益会計基準及び労働に関する法律への対応として、専門家の指導助言を受け適正な処理に努めた。
- (4)コンプライアンス・リスクマネジメントの研究（総務財政委員会・綱紀研修委員会）

### 2. ハトマーク等PR活動

一般消費者への認知度向上・イメージアップのための PR 活動（一般消費者セミナー他）「宅建協会」「ハトマーク」「住～むず」の周知普及並びに新規入会者獲得等を目的に、新聞広告・ホームページ・フェイスブック等により幅広く PR 活動を行った。

### 3. 財務運営と経理処理

- (1)公益法人会計基準に準拠した会計処理の適正化と各事業執行の適正な予算管理  
公益法人会計基準に基づき、各事業の進捗状況並びに収支状況を把握するとともに、公益法人に求められる「財務3基準」を勘案した適正な事業並びに予算執行に努めた。
- (2)保証協会長野本部との委託契約による会費の一括徴収
- (3)本会監事による厳格な支部監査の実施

### 4. 関係団体との強化

全宅連・都道府県宅建協会及び関係団体との連携強化  
全宅2団体・都道府県宅建協会及び関係団体との連携を強化し、情報収集・現状把握・研究等に努め、不動産流通の活性化と円滑化及び協会事業について適正に遂行した。

### 5. 長野アルプスビジョンの推進

各委員会に於いて策定した行動計画について再検証し推進した。